

# 特定援助対象者事業の概要

～弁護士・司法書士の方々へ～

2020年3月版

日本司法支援センター

# 目次

## 内容

はじめに

1	特定援助対象者事業について.....	1
1-1	特定援助対象者とは.....	1
1-2	特定援助対象者法律相談援助とは.....	1
1-2-1	民事法律扶助出張相談との違いについて.....	1
1-3	特定援助機関とは.....	1
1-4	特定援助対象者行政不服申立手続の代理援助及び書類作成援助とは.....	2
2	特定援助対象者法律相談援助.....	3
2-1	相談援助申入れから相談担当者打診までの流れ.....	4
2-1-1	法律相談援助申入れについて.....	5
2-1-2	法律相談担当者の打診.....	5
2-1-3	法律相談料負担決定に対する不服申立て.....	6
2-2	相談担当者の選任.....	6
2-3	法律相談の実施時の留意点.....	6
2-3-1	対象者の資力に変動があることが判明した場合.....	6
2-3-2	資力のある特定援助対象者法律相談援助の対象者が、被災者法律相談援助の要件を充たすことが判明した場合.....	7
2-3-3	簡易援助について.....	8
2-4	出張相談終了後について.....	8
2-4-1	出張相談実施後の手続.....	8
2-4-2	相談票の提出.....	9
2-5	法律相談料・出張手当等の支払い.....	9

2-5-1	送金処理の手順	9
3	特定行政不服申立代理援助、書類作成援助について	10
3-1	援助対象	10
3-2	援助申込みに必要な書類	11
3-3	代理援助又は書類作成援助の審査・事件管理	11
資料		12

## はじめに

本マニュアルでは、平成 28 年 6 月 3 日公布の改正総合法律支援法で新たに援助対象となった、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられるおそれがある国民等に対する援助について記載したものです。

本援助の特徴は、以下のとおりです。

### (1) 法律相談援助について

民事法律扶助では、原則として利用者本人が援助の申込みをする必要がありますが、特定援助対象者法律相談援助では、法的サービスを自発的に求めることができない方が対象であるため、利用者本人ではなく、法テラスが民事法律扶助業務運営細則であらかじめ特定援助機関と定める福祉機関等から法律相談援助の申入れをしていただくこととなります。

また、資力を問わずに法律相談援助を実施するものであり、民事法律扶助では対象外である資力基準を超える方も、本法律相談援助の対象となります。ただし、資力基準を超える方には、法律相談料 5,500 円（税込）をご負担いただくこととなります。

### (2) 代理援助及び書類作成援助について

特定援助対象者のうち資力基準を満たす方については、民事法律扶助代理援助及び書類作成援助の対象を一定の行政不服申立に拡大します。

## 1 特定援助対象者事業について

---

### 1-1 特定援助対象者とは

認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられるおそれがある国民等をいいます（総合法律支援法第30条第1項第2号イ（1））。

### 1-2 特定援助対象者法律相談援助とは

特定援助対象者法律相談援助とは、特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門識者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施することです（総合法律支援法第30条第1項第3号）。

認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、自発的に法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。このような方で、かつ親族などのサポートが期待できない場合に、民事法律扶助業務運営細則で定められた特定援助機関（1-3参照）の支援者から法テラスに申入れをしていただくことにより実施する、資力に関わらずご利用いただける出張相談です。ただし、対象者の方が有資力者の場合は、法律相談料5,500円をご自身でご負担いただきます。

※手続の流れについては、本法律相談援助の事務フロー（資料1）をご参照ください。

#### 1-2-1 民事法律扶助出張相談との違いについて

本法律相談援助と、民事法律扶助における出張相談との大きな違いは、①対象者の方が法的サービスを自発的に求めることができないことから、特定援助機関からの申入れにより出張相談を実施すること、②有資力者の法律相談援助も可能であること、の2点になります。

よって、ご本人又はご本人の親族等からの出張相談の希望があった場合は、本法律相談援助の対象外となります。

### 1-3 特定援助機関とは

本法律相談援助の実施の申入れをするのは、地方公共団体又は福祉機関等であって、理事長が別に定めるもの（以下、「特定援助機関」という。）です（業務方法書第24条の2）。

特定援助機関は、具体的には、民事法律扶助業務運営細則第9条の2に定められています。

## 【具体例】

- ・福祉事務所
- ・生活困窮者自立相談支援機関
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・介護保険法上のサービス事業者（居宅介護支援事業者・有料老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等）※地方公共団体の指定を受けていることが必要です。
- ・障害者総合支援法上のサービス事業者（地域活動支援センター・就労支援事業所等）※地方公共団体の指定を受けていることが必要です。
- ・児童福祉法上の支援事業者（障害児入所施設・児童発達支援センター等）※地方公共団体の指定を受けていることが必要です。
- ・医療機関（医療ソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士）が所属している機関）
- ・地域生活定着支援センター
- ・精神保健福祉センター
- ・婦人相談所
- ・婦人保護施設
- ・児童相談所
- ・消費生活センター
- ・保護観察所
- ・生活保護法に基づく救護施設・更生施設・宿泊提供施設
- ・身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設、身体障害者福祉センター

※上記以外の機関が特定援助機関に該当するか否かについては、法テラスへお問い合わせください。

### 1-4 特定援助対象者行政不服申立手続の代理援助及び書類作成援助とは

特定援助対象者行政不服申立手続の代理援助及び書類作成援助とは、特定援助対象者が自立した生活を営むために必要とする公的給付に係る行政不服申立手続のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えや、必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすることです（総合法律支援法第30条第1項第2号イ、ハ）。

対象となる行政不服申立手続は、以下のとおりになります。

- ① 生活保護法第64条に基づく審査請求又は同法第66条第1項に基づく再審査請求
- ② 介護保険法第183条第1項に基づく審査請求
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項に基づく審査請求
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する処分又は身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する処分に対する行政不服審査法第2条に基づく審査請求

なお、司法書士は司法書士法第3条により、特定行政不服申立手続きにかかる書類作成援助の受託はできません。

## **2 特定援助対象者法律相談援助**

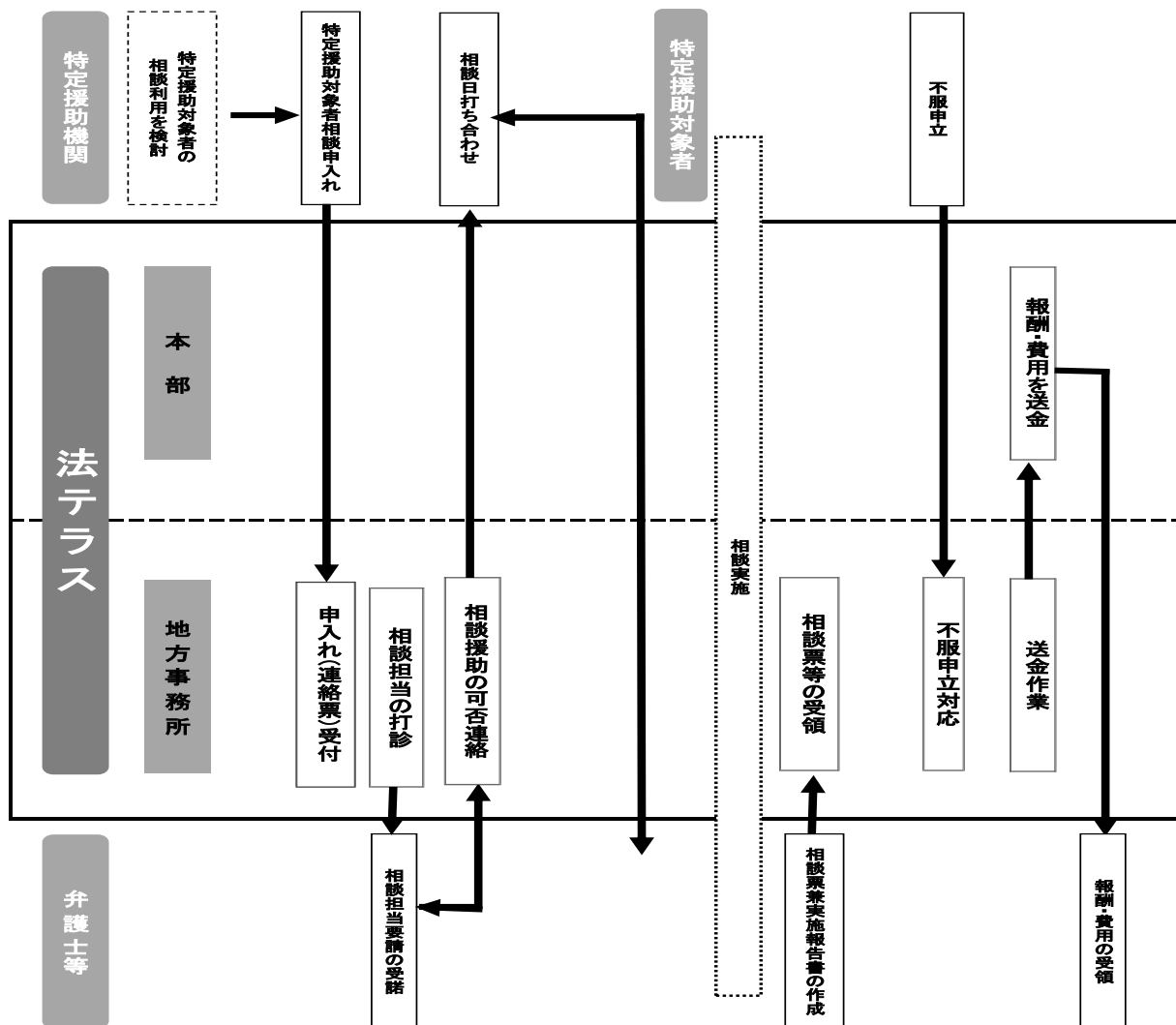
---

1-2に記載のとおり、本法律相談援助は、認知機能が十分でない方を対象にした、資力に関わらずご利用いただける出張相談です。相談内容は、民事法律扶助の一般法律相談援助（以下、「一般法律相談援助」という。）と同様に、刑事事件は対象外となります。

本法律相談援助が出張相談に限られる理由は、本法律相談援助の対象者は法的サービスを自発的に求めることができない方であり、自ら法テラスのセンター相談や弁護士・司法書士事務所まで赴くことができる方は対象者に該当しないからです。

なお、相談場所は、対象者のご自宅の他に、特定援助機関の事務所等も考えられますが、特定援助機関が指定相談場所に指定されていた場合でも、本法律相談援助では出張手当及び旅費をお支払いいたします。

～全体の流れ～



2-1 相談援助申入れから相談担当者打診までの流れ

本法律相談援助は、原則として、特定援助機関（支援者）から法テラスに対し、連絡票（資料2）及び同意書（資料3）の送付による申入れを想定しております。

特定援助機関（支援者）には、対象者から同意書の署名を取り付ける際に、本法律相談援助の制度説明文書（資料4）を、対象者にお渡しいただくようお願いしています。

なお、弁護士・司法書士が、特定援助機関（支援者）に対象者の支援要件や資力要件の結果を聴取しながら連絡票の代書を行うことや、連絡票及び特定援助機関（支援者）が対象者の署名を取り付けた同意書を同時に法テラスにお送りいただくことによる、申入れの代行を行うことも可能です（2-1-2（3）参照）。



### 2-1-1 法律相談援助申入れについて

特定援助機関（支援者）から本法律相談援助の申入れが行われると、法テラスでは、援助要件を確認の上、本法律相談援助実施の可否と対象者の法律相談料負担の有無を決定します。

### 2-1-2 法律相談担当者の打診

法テラスは、連絡票及び同意書を受領し、本法律相談援助実施を判断した後、速やかに法律相談担当者の打診を開始し、法律相談援助申入れから3営業日以内に特定援助機関に連絡できるよう、相談担当者の選任に努めます。

打診方法は、法テラスと、弁護士会・司法書士会の協議により定められるため、地方ごとに異なりますが、法テラスからの打診、弁護士会・司法書士会からの打診、連絡票記載の内諾弁護士・司法書士に対する打診の3通りの方法が考えられます。

#### (1) 法テラスより打診する場合

法テラスより、あらかじめ作成された名簿をもとに打診します。

名簿は、弁護士会・司法書士会から提供されたものを使用する場合と、法テラスが作成したものを使用する場合の2通りが考えられます。

打診時には、法テラスから、特定援助機関から送付された連絡票及び同意書を、相談担当候補者に送付します。

#### (2) 弁護士会・司法書士会より打診する場合

法テラスより弁護士会・司法書士会に連絡票及び同意書を送付し、弁護士会・司法書士会が打診します。弁護士会・司法書士会は、連絡票を、相談担当候補者に送付します。

#### (3) 連絡票に内諾弁護士・司法書士が記載されている場合

特定援助機関（支援者）が、法テラスに法律相談援助の申入れをする前に、あらかじめ連携している弁護士・司法書士に相談担当を打診している場合が考えられます。そのような場合は、連絡票の「上記の件につき相談担当をすることを内諾している弁護士・司法書士がいる場合その氏名」欄に内諾した弁護士・司法書士名を記入していただくことにより、法テラスは、優先的に内諾した弁護士・司法書士を選任いたします。

ただし、内諾した弁護士・司法書士が、民事法律扶助契約（基本契約が旧契約のままの弁護士・司法書士の場合は、センター相談又は事務所相談契約）を締結されていない場合や、相談場所が遠隔地であり、かつ、相談場所の近くに他の法テラスと契約をしている弁護士・司法書士がいる等の理由で、記載されている弁護士・司法書士が法律相談担当に適さないと判断される場合

には、別の弁護士・司法書士に打診する場合があります。

なお、弁護士・司法書士による連絡票の代書及び申入れ代行（連絡票及び同意書を法テラスにお送りいただくこと）も可能です。ただし、その場合でも、援助要件は、弁護士・司法書士において判断することはせず、専門的知見があり、日常的に認知機能が十分でない方に接する機会の多い特定援助機関（支援者）から聴取した内容に沿ってチェック及び記入をしてください。資力要件も同様に、資力基準を超えているか否かにつき、特定援助機関（支援者）からの聴取した内容に基づいてチェックをしてください。申入れ代行の場合、同意書の署名等は、必ず特定援助機関（支援者）にとりつけていただいでください。

### 2-1-3 法律相談料負担決定に対する不服申立て

資力基準を超えた対象者の方は、法律相談料負担決定に対して、法律相談料負担決定の通知が到達した日又は法律相談援助を実施した日のいずれか遅い日から 30 日以内に、地方事務所長に不服申立をすることができます。

### 2-2 相談担当者の選任

2-1 で相談担当をご了承いただいたら、法テラスから特定援助機関（支援者）に対し、相談担当弁護士・司法書士連絡先を連絡します。また、法律相談料負担決定がなされた場合は、対象者に法律相談実施時に現金 5,500 円を準備いただくことを、支援者に対しお伝えします。

同時に、相談担当者となる弁護士・司法書士に、法テラスから、選任書、法律相談票兼報告書（以下、「相談票」という。・資料 5）及び領収書（資力基準を超える場合のみ・資料 6）をファクシミリ送信します。

その後、相談担当者と特定援助機関との間で、相談実施の日程調整を行っていただきます。

### 2-3 法律相談の実施時の留意点

#### 2-3-1 対象者の資力に変動があることが判明した場合

法律相談時には、相談担当者から、対象者に対して、制度説明及び資力要件の確認をお願いします。確認結果は、相談票の資力基準チェック欄に、資力基準を超える場合にのみチェックをしてください。

本法律相談援助実施決定時に、法律相談料対象者負担と決定されていたが、法律相談実施時の確認で資力基準を超えないことが判明した場合には、相談票の「資力基準を超える」にチェックはせず、相談料の受領も不要

となります。

本法律相談援助実施決定時に、法律相談料負担なしと決定されていたが、相談実施時の確認で資力基準を超えることが判明した場合には、相談票の「資力基準を超える」にチェックをしていただき、相談料の受領が必要となります。

対象者が資力基準を超える（有資力者であった）場合で、対象者の方が法律相談料5,500円を準備されていた場合は、その場で、相談担当者に、法律相談料を現金で回収していただくことをお願いします。

法律相談料回収の場合には、領収書の2箇所相談担当者の署名または記名捺印後、2枚に切り離し、1枚を相談担当者から対象者の方に交付し、1枚を相談担当者の控えとしていただき、控えを法テラスにファクシミリ送信にて提出していただきます。

有資力者である対象者が法律相談料を用意していない場合、あらかじめ法テラスから相談担当者に配布する払込取扱票を、対象者にお渡しく下さい。

相談料対象者負担の場合は、相談票の該当欄（相談料5,500円を回収した/相談料を回収できなかったので、払込取扱票を置いてきた）いずれかにチェックをしてください。

### **2-3-2 資力のある特定援助対象者法律相談援助の対象者が、被災者法律相談援助の要件を充たすことが判明した場合**

資力のある特定援助対象者法律相談援助の対象者が、法律相談実施時に、被災者法律相談援助の要件も充たすことが判明した場合は、特定援助対象者法律相談援助として法律相談を実施しますが、費用負担決定を取り消すこととし、費用については被援助者に負担させないようにお願いします。

この場合、相談票の「資力基準を超える」にチェックはせず、相談料の受領も不要です。

なお、被災者法律相談援助の要件は、以下のとおりです。

（被災者法律相談援助の要件）

- ① 「著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等」であること
- ② 上記①記載の「政令で指定するものが発生した日」から起算して一年を超えない間に、被災者法律相談援助の申込みがなされていること

### ③ 申込者の生活再建に当たり必要な法律相談であること

※被災者がその生活を再建するに当たり障害となる法的問題の解決に必要な法律相談を広く指し、地震に起因する内容の相談に限定するものではありません。ただし、刑事事件に関する相談は対象となりません。④ 民事法律扶助の趣旨に適すること

## 2-3-3 簡易援助について

簡易援助を実施する場合、相談票の「被援助者による受領確認」欄に署名をいただいでください。また、相談票を法テラスに提出する際には、簡易援助により作成された文書の写しを一緒に提出してください。

なお、簡易援助の負担金は、一般法律相談援助と同様、生活保護受給者は負担金なし、資力要件該当者は半額（2,200円）対象者負担になります。資力基準を超えている方は全額（4,400円）対象者負担となります。

## 2-4 出張相談終了後について

本法律相談援助は、同一の内容である場合、原則1回（一般法律相談援助、被災者法律相談援助とあわせて3回まで）のみとなります。

### 2-4-1 出張相談実施後の手続

対象者が法律相談を受けた結果、法的問題を認識して継続相談や事件の受任等をご希望される場合があります。

#### (1) 対象者が継続して相談を希望した場合

① 対象者が民事法律扶助の資力要件に該当する方の場合、一般法律相談援助をご利用ください。その際は、申込書及び相談票は、一般法律相談援助の書式をご利用いただくこととなります。なお、出張相談を申込みされる場合には、事前申請が必要となります。

② 対象者が民事法律扶助の資力要件を超える方の場合は、民事法律扶助制度をご利用いただくことができません。

#### (2) 対象者が事件の受任を希望した場合

① 対象者が民事法律扶助の資力要件に該当する方の場合、民事法律扶助法律代理援助又は書類作成援助をご利用ください。その際の申込書は、民事法律扶助援助申込書をご利用ください。

② 対象者が民事法律扶助の資力要件を超える方の場合は、民事法律扶助制度をご利用いただくことができません。

## 2-4-2 相談票の提出

相談実施後、速やかに、法テラスに相談票をご提出ください。

相談票記載の措置区分（「相談のみ終了」「扶助相談申込み予定」等）を、特定援助機関（支援者）に通知する必要があるため、出張相談実施日から2週間以内に、法テラスにご提出いただくよう、ご協力をお願いします。

また、相談実施日から1か月以上経過しての相談票提出は、一般法律相談援助等と同様に、相談料及び出張手当等をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

## 2-5 法律相談料・出張手当等の支払い

### 2-5-1 送金処理の手順

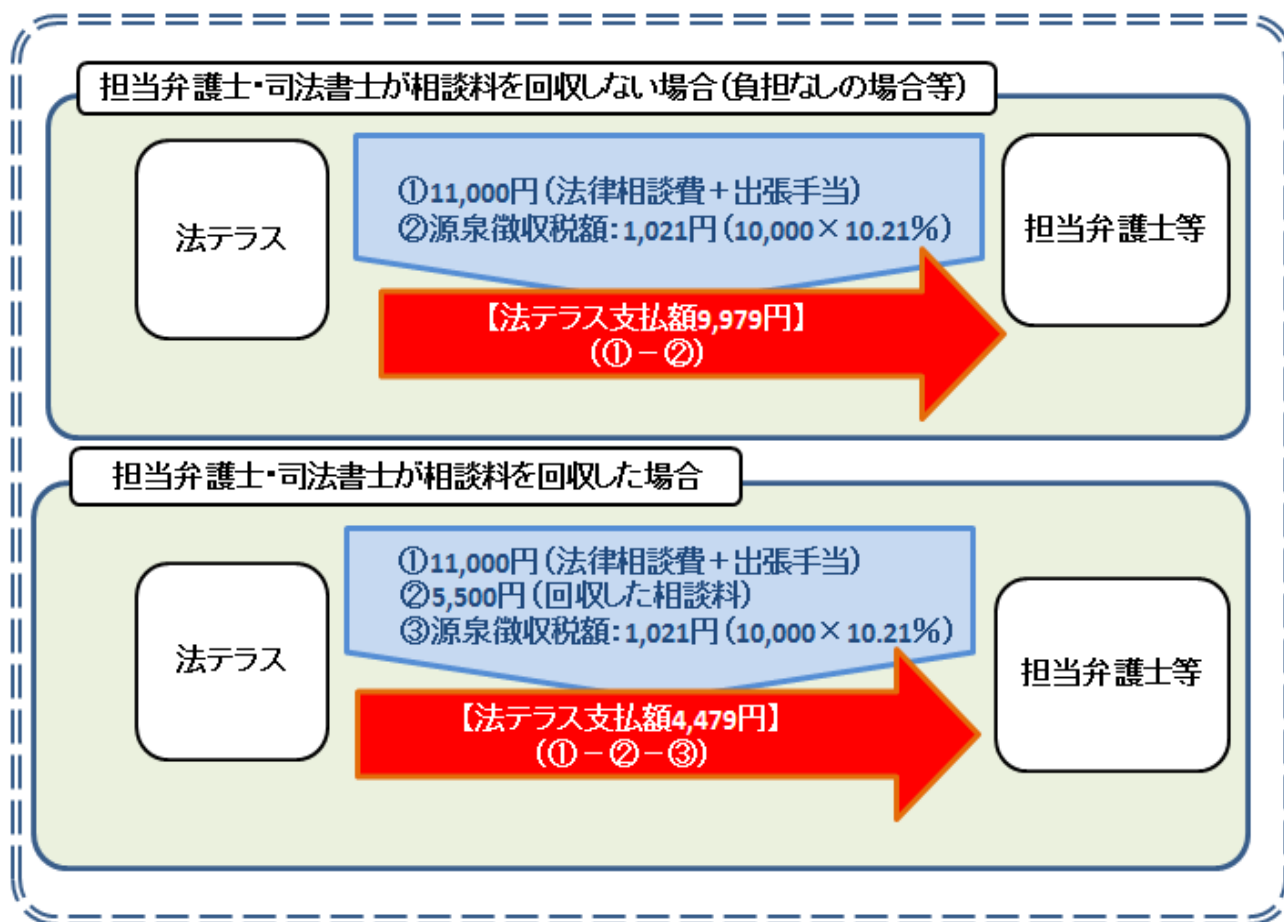
法律相談料・出張手当等は、原則月1回、本部から直接、指定された口座に送金します。送金対象となるのは、以下のとおりです。

※○：送金対象      ×：対象外

		法律相談料	出張手当
法律相談料負担なし		○	○
法律相談料	相談担当者が回収済	×	○
負担あり	払込取扱票を渡した	○	○

具体的な送金額は、以下のとおりです。

※例として、出張手当を5,500円と記載しています。実際は、一般法律相談と同じ基準の出張手当となります。また、法人契約の場合、源泉徴収をしない金額を送金します。



### 3 特定行政不服申立代理援助、書類作成援助について

#### 3-1 援助対象

本援助の対象者は、特定援助対象者のみになります。

対象となる行政不服申立手続は、以下のとおりになります。

- ① 生活保護法第64条に基づく審査請求又は同法第66条第1項に基づく再審査請求
- ② 介護保険法第183条第1項に基づく審査請求
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項に基づく審査請求
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する処分又は身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する処分に対する行政不服審査法第2条に基づく審査請求

### 3-2 援助申込みに必要な書類

本援助は、特定援助対象者法律相談援助を経ての申込みと、一般法律相談援助等を経ての申込みの2通りがあります。

前者の場合は、通常の民事法律扶助における援助申込みと同様になりますが、後者の場合は、本援助の申込者が特定援助対象者であることを確認する必要があるため、以下の書類のいずれかを、通常の申込み書類に加えてご提出いただく必要があります。前者の場合でも、特定援助対象者法律相談援助の実施から、相当期間経過していた場合は、以下の書類のいずれかのご提出をお願いします。

- ①精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳
- ②診断書
- ③日常生活自立支援事業を利用していることを証するもの
- ④知能指数が70未満であることを証するもの
- ⑤長谷川式簡易知能評価スケールの総合点が20点未満であることを証するもの
- ⑥その他これらに準ずる書面

- 例) ・特定援助相談が先行している場合、3か月以内に実施された相談票
- ・福祉施設の記録
  - ・支援者作成の書面(報告書や看護記録等)
  - ・弁護士作成の報告書
- ※(特定行政不服申立手続に係る援助申込書別紙・資料7)

### 3-3 代理援助又は書類作成援助の審査・事件管理

民事法律扶助制度と同様に、援助決定等の審査や事件管理を行います。着手金等の基準は、資料8に記載しています。

# 資料

- ・ 資料 1 「特定援助対象者法律相談援助事務フロー」
- ・ 資料 2 「特定援助対象者法律相談援助連絡票」
- ・ 資料 3 「この制度を利用される皆様へ」(同意書)
- ・ 資料 4 「この制度を利用される皆様へ(制度説明)」
- ・ 資料 5 「法律相談票兼実施報告書」
- ・ 資料 6 「領収書」
- ・ 資料 7 「特定行政不服申立手続に係る援助申込書別紙」
- ・ 資料 8 「特定行政不服申立代理援助、書類作成援助の着手金等  
基準」
- ・ 資料 9 「特定援助対象者事業に関する Q & A (2019/10/01 版)」